

株主提案へ 参加のお願い

2018年度四国電力第94回定時株主総会にむけて

CONTENTS

■ 剣山から見る朝日 徳島県	1 頁
■ 株主提案へ参加のお願い	2 頁
■ 未来を考える脱原発四電株主会の活動	3 頁
■ 未来のための考察と提言	
● 四国電力の経営計画の問題点	4 頁
● 未来を考える脱原発四電株主会が考 える経営のあり方	5 頁
● 再生可能エネルギーの拡大について	6 頁
■ 株主提案権 Q&A	7 頁
■ 2018年度四国電力第94回定時株主総 会への提案議案募集	8 頁

未来を考える脱原発四電株主会

あなた様のお名前、ご住所は「会社法第311条」に基づき、今年の四国電力株主総会への議決権行使書を閲覧し、書き写させていただいたものです。

株主提案へ参加のお願い

2017年(平成29年)12月6日

拝啓

私たち「未来を考える脱原発四電株主会」は、1993年(平成5年)から四国電力の株主総会で少数株主提案権を活用し脱原発を目的とした株主提案をしてまいりました。文書のお受け取りが初めての皆さまには、戸惑われたことと存じます。

今年6月28日に開催された株主総会で一般株主有志のご賛同をいただき、脱原発をめざす株主提案をしました。議案は賛成少数で否決されましたが、賛同者は毎年増えており総会の会場では一般株主から原発再稼働への疑問、脱原発への賛同意見も出されております。

しかしながら、四国電力は伊方原発3号機の再稼働を実施し、廃棄物の最終処分方法も決まらないのに原発のコストは安いと主張しています。私たちは来年の株主総会において、今年よりもっと多くの株主の皆さまからご賛同を得て、伊方原発の稼働停止、原発に頼らない発電への取り組みを四国電力に求める株主提案を行いたいと考えています。

総会で株主提案をするためには、合計30,000株以上の賛同者が必要になります。そのために、私たちは四電本店で今年の株主総会の議決権行使書を閲覧し、私たちの脱原発提案に一つでも賛同された方々のお名前、ご住所などを書き写させていただきました。これは会社法第311条で認められている株主の権利ですが、文書が届き驚かれた方もいらっしゃると思います。もし、ご不要な場合はご連絡いただけましたら今後の送付を中止いたします。

私たちの活動にご賛同くださる方は、同封のはがき(恐縮ですが切手をお貼り下さい)にて2018年1月10日までにお返事をいただければありがたく存じます。ご賛同者の返信を参考にしまして2018年3月中旬には、具体的な提案議案、合意書などの必要書類を送付させていただく予定です。

なお、当会では現在総会の提案議案を検討中(8頁参照)ですので、四国電力にこういう提案をして欲しいなどのご意見などがありましたら、上記賛同はがきにご記入のほどお願いいたします。

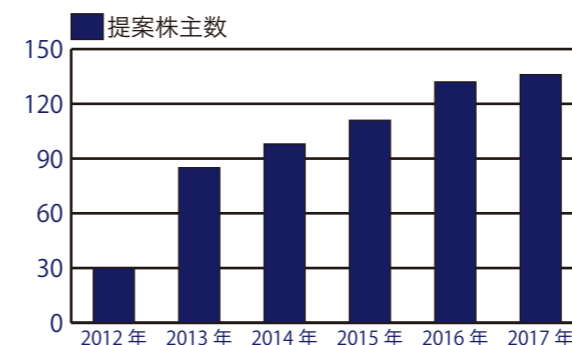
*今回書き写させていただきましたあなた様に関する情報は、株主提案権行使に関するものみに使用いたします。

敬具

未来を考える脱原発四電株主会

未来を考える脱原発四電株主会の活動

私たちは1993年から四国電力の株主総会で株主提案権(3万株以上が必要)を行使して、主に定款変更という形で脱原発を目的とした提案を続けています。途中、活動休止期間(2000~2011年)がありましたが、2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の重大事故を契機に深く反省し、新しい仲間も加わり、活動を再開しました。2011年6月の株主総会には間に合いませんでしたが、2012年以降毎年、脱原発を願う多くの賛同株主の協力を得て、株主提案を行っています。以下、各年の提案内容と提案株主数、提案株数を記します。



■第88回(2012年)定時株主総会

提案株主30名 株数30,600株

- 1、原子力発電から撤退。
- 2、放射線被曝労働を伴う事業の中止。
- 3、プルサーマルを中止。
- 4、再生可能エネルギーの開発、推進。

■第89回(2013年)定時株主総会

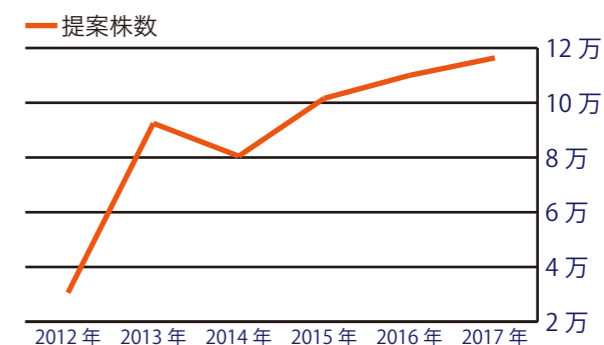
提案株主85名 株数92,500株

- 1、定款の前文に本会社の倫理綱領を掲げる。
- 2、環境エネルギーの開発、推進。
- 3、原子力発電の再稼働停止並びに廃炉に向けての検討委員会の設置。

■第90回(2014年)定時株主総会

提案株主98名 株数80,500株

- 1、高リスク高コストの原子力発電から撤退。
- 2、公益事業者として情報開示を適正、誠実に行う。
- 3、取締役を10名以内に(現在15名)、無配当期間の役員報酬を1人当たり1,000万円以内に減らす。



■第91回(2015年)定時株主総会

提案株主111名 株数101,600株

- 1、人格権を侵害する原子力発電から撤退。
- 2、発電に係る事業、変電と送電及び配電に係る事業、他の事業をそれぞれ分離独立し、持ち株会社制を導入する。
- 3、配当金を一株年50円とする。

■第92回(2016年)定時株主総会

提案株主132名 株数110,000株

- 1、生命や暮らしと共存できない原子力事業から撤退。
- 2、電力自由化に対応する事業計画の策定。
- 3、放射性廃棄物処理計画の策定と情報公開。
- 4、希望する全自治体との原子力安全協定の締結。

■第93回(2017年)定時株主総会

提案株主136名 株数116,400株

- 1、電気事業のうち、核反応を伴う発電は行わない。
- 2、伊方発電所から半径250km圏内の自治体との原子力安全協定の締結。
- 3、福島事故及び当社の事故処理費用の電気代上乗せ中止。
- 4、放射性廃棄物の適切な処理。

四国電力の経営計画の問題点

電力業界は、2016年度の小売り全面自由化を皮切りに、送配電部門の法的分離、総括原価方式の廃止が最終的に終了する2020年度まで、事業環境の大変革期を迎えています。社会情勢は、国内では、人口減少、少子高齢化の急激な進行、国外では、ポピュリズムや宗教の台頭の対立からくる政情不安等種々の問題を抱えています。四国電力は、これらの変革や問題に対してどのような計画を立て、今後の事業を進めていくのでしょうか。

現在の四国電力の経営計画

四国電力は、これらの課題を克服し持続的な成長と収益力を達成するために、2016年9月、右記の2項目を両輪とする「よんでんグループ中期経営計画2020」を発表しました。

経営計画の問題点

私たちはこれらの計画に多くの疑問を持っています。なかでも大切な企業理念と長期的事業運営について考えてみたいと思います。

まず、伊方発電所3号機の再稼働には、どのメディアのアンケートでも反対が賛成を上回り、事故時の避難計画についても多くの不安を抱えています。明らかに、地域住民を重視するという当社の企業理念にかなっていないとは言えません。原発の事故リスクや使用済み核燃料の処理等は、長期的事業運営を考えるとコストが高くなることは多くの識者が指摘しています。

人口減少、政情不安、競争力激化が続く現在、海外を含む他地域への進出や投資は不安定要素が多く、投資に見合う収益が得られるのか、不安材料の方が多いように感じられます。一方、今後発展の可能性が高い再生可能エネルギーへの投資にはもっと積極的な姿勢で取組んで欲しいと思います。

電気事業における収益基盤のさらなる強化に向けて

- ①電力供給基盤の強化
 - ・伊方発電所3号機の安全・安定稼働の継続
- ②顧客基盤の強化
 - ・料金プランの更なる拡充・提案
 - ・エネルギーに関するソリューションサービス（相談・解決策提供業務）の提供 ほか
 - ・火力発電所の更新による効率改善 ほか

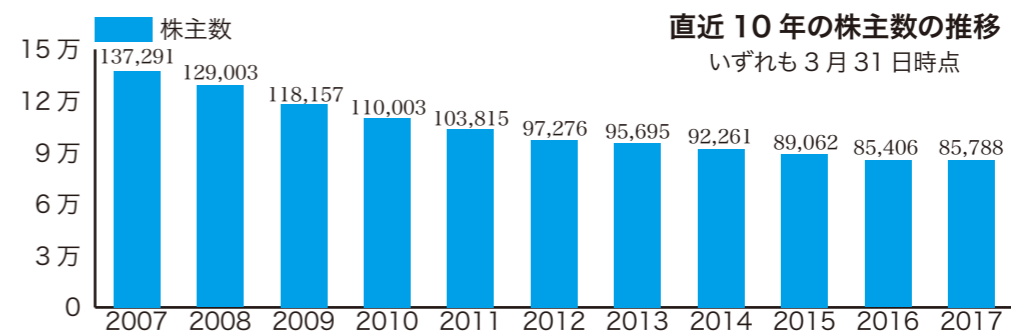
次なる成長エンジンの創出・育成への挑戦

- ①市場エリアの拡大
 - ・仙台市に石炭バイオマス発電所の建設
 - ・首都圏・関西圏での電気の小売り開始
 - ・更なる海外発電事業の促進
- ②ビジネス領域の伸長・サービスの融合
 - ・情報通信技術の事業拡大
 - ・ガス供給事業への参入
 - ・PFI事業への参画
 - ・介護事業・アグリビジネスへの取り組みの加速

▲「よんでんグループ中期経営計画2020」より抜粋

目下、電力自由化による新電力のあおりを受け、当社の電力契約率は低下しています。伊方発電所の再稼働等、地域が望まない計画を押し進めることは、地域の信頼を失い、ひいては四国というもっとも大事な経営基盤を失うことにもつながりかねません。株式会社の根幹をなす株主数も、過去10年連続して減少傾向にあり、このままでは「快適・安全・安心な暮らし」という当社の使命を果たすことも難しくなります。

次頁の提言は、私たちの考えた一つの試案です。当社の経営に関する今後の議論のたたき台として読んでいただければ幸いです。



試案

未来のための考察と提言(二)

未来を考える脱原発四電株主会が考える経営のあり方

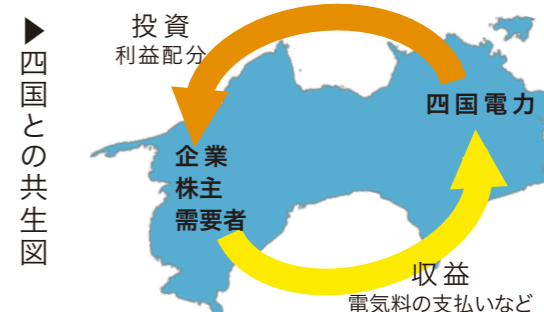
では、企業理念と長期的事業運営を軸に見直すと、計画はどう変わるでしょうか。私たちは特に、四国電力の事業の核となる電力の安定供給と、会社の基盤となる安定的な株主の確保、この2点の経営方針について、以下のとおり考えました。

電力の安定供給のために

- 1.伊方発電所3号機の即時停止
原子力発電所の稼働は地域の合意を得られません。即時停止をします。
- 2.身の丈に合った市場規模での経営
規模を大きくすることで収益を出す時代は終わりました。市場エリアは基盤である四国地域に限定します。
- 3-1.分散システムによる再生可能エネルギー100%の電力供給システムの構築
大型発電所で電気を作り、広範囲に供給するエネルギー損失の多い集中型から、地域ごとに太陽、風力、水力等の再生可能エネルギーで電気を作り、当該地域に電力供給を行う、小規模で分散型の新しい電力供給システムを構築し、転換を図ります。
- 3-2.経過的措置としてのLNG発電の活用
上記の実現には時間がかかるため、経過措置としての火力発電所の更新は、環境負荷が最も少ないLNG燃料を使用する発電所で更新していきます。

安定的な株主の確保のために

1. 配当の現物支給化（株主優待券の発行）
現在の配当を、例えば、電気の割引券等の現物支給に変えることで、比較的株価に左右されにくい、顧客である需要者の株式購入が促され、その数を増やすことで、安定的な株主の確保を実現します。
2. 種類株の発行
2015年6月トヨタ自動車は、安定的な株主を確保する目的で条件付きの（5年間売却が不可能な元本保証株）種類株を発行しました。今後進めていく再生可能エネルギーへの転換事業は、その投資に見合う成果が出るまでに時間を要するため、種類株を発行し安定的な株主の確保に努めます。



株主提案権 Q&A

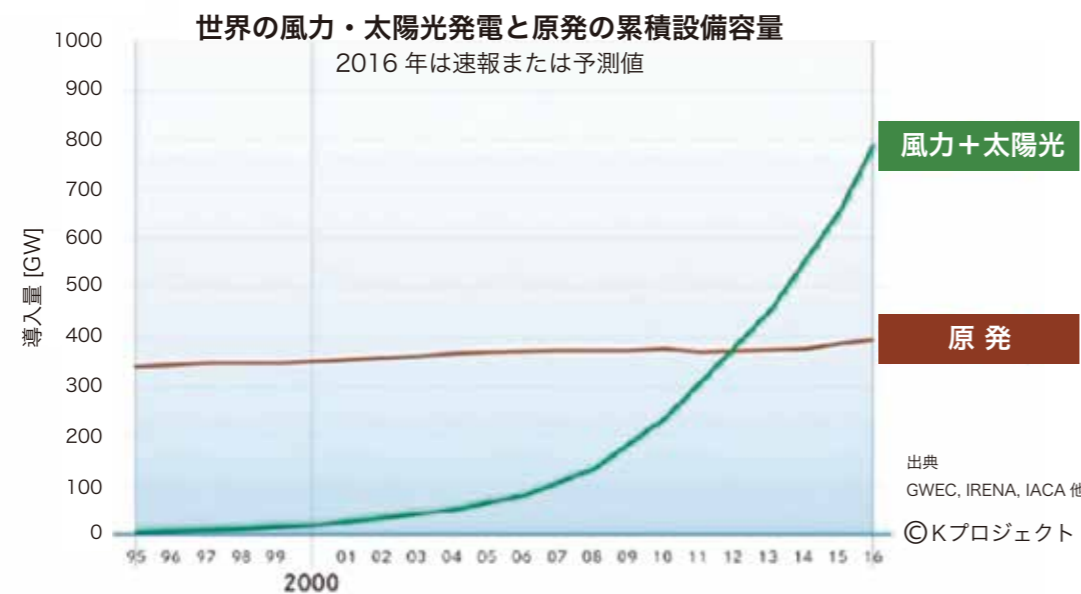


前頁方針の実現により、有事の際にも安全な電力を安定的に供給できる体制が可能になると共に、四国地域で得た収益を、同地域への投資と株主への利益配分という形で還元する流れをつくり、四国地域の経済の活性化に一層貢献することで、企業理念である四国地域との共生を実現します。

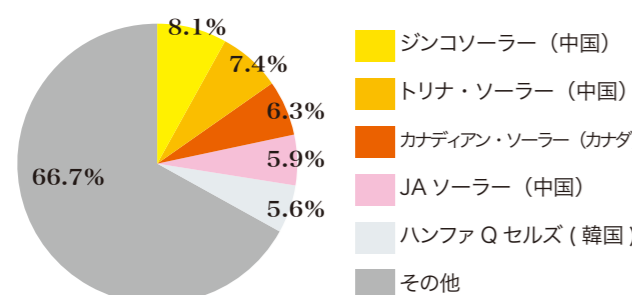
未来のための考察と提言(三) 再生可能エネルギーの拡大について

先ほど、私たちは経営方針として「分散システムによる再生可能エネルギー 100%の電力供給システムの構築」を掲げました。これを読まれている方の中には、再生可能エネルギーはお天気任せで、稼働率が低く効率も悪いのに大丈夫なの?と疑問を持たれた方も多いと思います。

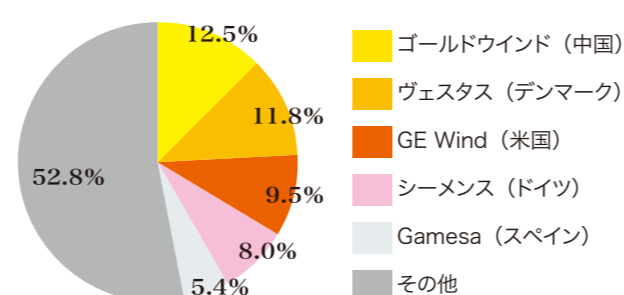
しかしながら、かつては効率が悪かったこれらのエネルギーも、西欧をはじめ米、中国などの導入推進策の結果、急激なコストダウンと技術革新が進み、収益の確保が可能になってきました。国連の機関である世界銀行も 2013 年 11 月、「原発には支援も資金提供もしない」ことを明言、脱原発が世界の主流となる今、世界中で再生可能エネルギーの導入量が増え続け、かつて環境先進国であった日本はこの流れから取り残されようとしています。原発に固執する日本の政策は、この分野の成長の足かせとなっており、日本は世界的競争からも脱落しつつあります。私たちは、これらの事実を 1 人でも多くのみなさんにお伝えしたく、各国の再生可能エネルギーの最新技術や動向をまとめた映画『日本と再生 一光と風のギガワット作戦』(河合弘之 弁護士・監督)の上映会を計画しております。



太陽光パネル世界シェア 日本メーカーは 10 位にも入らない
2016 年出荷量ベース 規模は 8237 万千瓦ワット IHS Markit 調べ



風力タービンの世界シェア 日本は上位 10 社にも入らない
REN21 「自然エネルギー世界白書 2016」より



Q: 私が株主であることはどうやって知ったのですか?

A: 会社法第 311 条の「書面による議決権の行使」により、私達は総会終了後、議決権行使書を四国電力本店で閲覧し、私達の提案議案の一つでも賛成された株主様、及び会社の提案議案に何らかの反対を表明された株主様のお名前を書き写しました。

Q: 提案株主の個人情報を守られるのですか?

A: もちろんです。名簿は事務局の担当者のみが慎重に管理し、皆様のお名前等は、株主提案議案提出に関する活動のみに使用させていただき、他の目的で使用することは絶対にありません。ただし、四国電力には提案議案提出の際、皆様の「株主提案権行使合意書兼委任状」を提出します。

Q: 株主提案権とはどういうものですか?

A: 会社法第 303 条、第 304 条、及び第 305 条の「株主提案権」により、株主が経営に参加する公益権の一つです。会社(取締役会)が議案を提案するのと同様に、一般株主にも議案提案の権利を認めようというものです。その目的は、総会の場で、会社の経営に関する株主自身の意志を決議に反映させ、会社内部の風通しを良くしようというものです。

Q: 株主提案を行うには、どのような資格が必要ですか?

A: 株主提案議案提出日(今年は 4 月 28 日)の 6 ヶ月以上前から 1 単元株=100 株以上の株を持つ株主なら誰でも可能です。四国電力の場合は、その株が 300 単元株=300 個(3 万株)以上必要です。私たちの活動は、少数株主が協力して 3 万株以上を集め、株主提案権を行使しようとするものです。

Q: 株主提案を行うには、どのような手続きが必要ですか?

A: 必要な記入、押印をした「株主提案権行使合意書兼委任状」と、個別株主通知申出の手続きの後に受け取った「受付票」を当事務局に郵送していただくだけです。あとは事務局が責任を持って四国電力に提出します。

Q: 株主提案を行うには、費用がかかるのですか?

A: 合意書、受付票の郵送用切手はご負担ください。また、口座管理機関(証券会社や信託銀行)によっては、個別株主通知申出の手続きに費用(窓口で直接手続きする際の交通費、郵送で手続きする際の郵送料、手数料)が必要となる場合もあります。

Q: 提案株主は、株主総会に出席しなければならないのですか?

A: 制度として出席の義務は全くありませんが、ご都合のつく方は、ぜひ総会にご出席になり、議案の審議を見届けてくださいますようお願い致します。

Q: 総会に出席しない場合はどうすればよいのですか?

A: 会社から送付された「議決権行使書」のはがきの郵送、またはインターネットで自由に書面投票が行えます。

2018年度 四国電力第94回定時株主総会への提案議案募集

私たちは、2018年6月下旬に開催予定の第94回株主総会への提案議案を現在検討しています。当会の目的は、伊方原発の稼働停止と廃炉、原発に依存しない発電への全面的な切り替えですが、同時に株主として、四国電力株式会社が常に適正な経営を行い、社会と親和的な会社であることを監視することが大切であると考えています。放射性廃棄物の最終処分方法もないまま、未来に大きなつけを残すことが明らかな原発の稼働を許すわけにはいきません。私たちは、来年の株主総会で議案提案という方法で株主の権利を行使したいと思います。現在、以下のような提案を考えていますが、株主の皆さまには更なるご意見をお寄せいただきたく存じます。

現在検討中の主な提案議案

1. 原子力発電からの全面的撤退
2. 伊方原発の廃炉と、廃炉への具体的な工程表の作成
3. 伊方原発から半径250キロメートル以内の地域住民との安全確保等に関する協定書の締結
4. 再生可能エネルギーを軸とした効率的発電供給システムの構築
5. 原子力燃料に関わる出資（日本原燃株式会社や日本原子力研究開発機構等）の停止と債権、株式の売却
6. 電気料金の明細書に原発に関する費用負担額を明記する
7. 原子力事業については、取締役、監査役の有限責任制の適用を除外する
8. 温室効果ガスの低減につながる発電方式の推進
9. 株主総会での役員個人々の具体的な業績開示と経営方針開示
10. 脱原発をめざし、安定的な株主確保のための配当の現物支給化を行う

どのようなことでも結構ですので、同封の葉書でご意見をお願いいたします。

ご寄付のお願い

脱原発に取り組む私たちの会は、ご寄付により活動資金をまかなっておりますので、ご支援をいただけましたらこれほど嬉しい事はありません。口座番号などは次の通りとなっております。どうかよろしく願いいたします。

郵便振替口座 01660-0-51040

加入者名 未来を考える脱原発四電株主会

(ミライヨカンガエルダツゲンバツヨンデンカブヌシカイ)

他の送金先については封筒の表をご覧ください。

なるべく郵便振替でご送金いただければ幸いです。

未来を考える脱原発四電株主会

共同代表 本田耕一（徳島）

丸井美恵子（高知）

十亀嘉子（愛媛）

佐藤公彦（香川）

事務局 〒771-0117

徳島市川内町鶴島 120-1

電話 090-9455-2963（本田）

ファクス 088-665-6654

Email miraiyonden@yahoo.co.jp

HP <http://www.miraiyonden.sakura.ne.jp/>